

美濃加茂市  
新型インフルエンザ等対策行動計画

美濃加茂市

## 目 次

|              |                                  |    |
|--------------|----------------------------------|----|
| 1            | はじめに                             | 1  |
| 2            | 基本方針                             | 1  |
| 3            | 危機管理体制の確立                        | 2  |
| 4            | 流行規模の想定                          | 2  |
| 5            | 各段階における対策                        | 3  |
|              | 発生段階区分                           |    |
|              | 発生段階別の目的と対策                      |    |
| 6            | 行動計画の柱                           | 6  |
|              | (1) 新型インフルエンザ等対策の概要              | 6  |
|              | ①計画と危機管理組織                       | 6  |
|              | ②情報収集                            | 7  |
|              | ③情報提供                            | 7  |
|              | ④予防・まん延防止                        | 8  |
|              | ⑤予防接種                            | 8  |
|              | ⑥医療                              | 9  |
|              | ⑦社会機能の維持                         | 10 |
|              | (2) 国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策の概要 | 11 |
| <b>【資料編】</b> |                                  |    |
|              | ・美濃加茂市新型インフルエンザ等対策本部条例           | 12 |
|              | ・美濃加茂市新型インフルエンザ等対策本部組織マニュアル      | 13 |
|              | ・各段階における各課の役割                    | 14 |
|              | ・備蓄品一覧                           | 25 |

## 1 はじめに

本市では平成21年4月「美濃加茂市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、対策を推進してきたが、平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づき、本市の計画を見直すものである。また、国と岐阜県において策定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画」との整合性を図るものとする。

なお、本計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症とする。

## 2 基本方針

新型インフルエンザ等発生の時期・地域・感染力・規模等を正確に予測することは困難であり、それに対抗するワクチンも有しないことから、発生自体を阻止することは不可能といわれている。また、物や人がダイナミックに動く現代では、世界のどこかで新型インフルエンザ等が出現すれば、比較的短時間で国内に侵入することも避けられないと考えられる。

したがって、新型インフルエンザ等対策の目的は次の2点を基本方針とする。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 新型インフルエンザ等発生前は 発生させない・持ち込ませない</li><li>② " 発生後は 市民の健康被害を最小限にとどめる<br/>混乱を防ぎ、市民の生活や経済機能を維持する。</li></ul> |
|--|

また、新型インフルエンザ等の流行は、健康被害にとどまらず、広く社会・経済機能への被害が予測されるため、危機管理としての対応が必要と考える。このため美濃加茂市防災会議策定の『美濃加茂市地域防災計画』を必要に応じて活用する。

なお、新型インフルエンザ等の流行は発生事態も様々であるため、本計画は随時、柔軟に見直しを行うものとする。

### 3 危機管理体制の確立

#### (1)対策本部の設置

対策実施に際しては市全体としての意思決定が円滑に実施できるよう、国内発生(もしくは国内発生が危惧される)時点で市長を本部長とする『美濃加茂市新型インフルエンザ等対策本部』を設置する。

対策本部の組織・運営・その他必要事項は、別途定めるものとする。

#### (2)関係機関・団体との連携

##### ・ 県・医師会・近隣市町村・関係行政機関との連携

対策実施に際しては国及び県との歩調を合わせた実施が求められること、また、医療・防災等に関する専門的知識も必要になることから、県(中濃保健所「以下「保健所」)、及び加茂医師会(以下「医師会」)、近隣市町村、可茂消防事務組合、加茂警察署等との連携が不可欠である。

なお具体的な連携方法は、保健所が設置する地域検討会の場で、保健所・医師会・近隣市町村・関係行政機関(消防・警察等)と調整を行い、必要に応じてマニュアル整備等を行うものとする。

##### ・ ライフライン事業者等との連携

社会機能維持のためには各ライフライン事業者との十分な連携も必要となる。そのため、各事業者との連絡窓口を確認するとともに、情報共有や対策実施に向けた具体的協議を行い、新型インフルエンザ等発生時に円滑な対策実施が進められるよう、体制整備することが必要となる。

#### (3)業務継続計画の策定・施設管理マニュアルの作成

新型インフルエンザ等発生時に行政機能を維持しなければ、対策の実施は不可能であることから、業務継続計画の作成を行うものとする。その際、市民生活の維持に不可欠な行政サービスについては、流行時(職員欠勤率4割)においても業務継続できるよう、感染予防策の徹底や人員確保に配慮するものとする。

また市庁舎には不特定多数の人が出入りすることを考え、施設の感染防止マニュアルの作成も併せて行うものとする。

### 4 流行規模の想定

流行規模の予測は、国行動計画及び県行動計画において想定される流行規模に関するデータをもとに、市の被害想定を算出した。

推計は、人口の25%が罹患し、流行が8週間続くという仮定での試算であり、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザ薬等による介入の影響(効果)、我が国の衛生状態等は考慮されていない。

なお1日あたりの最大入院患者数は、流行発生から5週間目にピークを迎えると予測されている。

| 項目                   |                    | 美濃加茂市                | 県                     | 全国                    |
|----------------------|--------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 流行期間                 |                    | 約8週間                 |                       |                       |
| 患者数(人口の25%)          |                    | 約13,800人             | 約52万人                 | 約3,200万人              |
| 受診者数(人口の約1~2割)       |                    | 約5,500人~<br>約11,000人 | 約20万人~<br>約40万人       | 約1,300万人~<br>約2,500万人 |
| 中程度<br>(※1致命率:0.53%) | 入院患者数<br>(一日当たり最大) | 約240人<br>(約50人)      | 約8,600人<br>(約1,600人)  | 約53万人<br>(約10.1万人)    |
|                      | 死亡者数               | 約80人                 | 約2,800人               | 約17万人                 |
| 重度(※2致命率:2.0%)       | 入院患者数<br>(一日当たり最大) | 約900人<br>(約180人)     | 約32,500人<br>(約6,500人) | 約200万人<br>(約39.9万人)   |
|                      | 死亡者数               | 約290人                | 約10,400人              | 約64万人                 |
| 従業員の欠勤率              |                    | 最大40%程度              |                       |                       |

※計算の基礎となる人口:市町村別推計人口 55,185人(平成26年4月1日現在)

## 5 各段階における対策

新型インフルエンザ等対策は発生状況等に応じて必要な対応が異なるため、あらかじめ状況を想定し、各状況における方針を定める必要がある。

WHO、厚生労働省、県は各々で発生段階を定めているが、当市は県の発生段階を参考にしつつ、当市の実情にあった危機管理レベルを9分類で設定した。

なお、実際の運用にあたっては、ウイルスの特性、患者の発生状況・病状・関連機関の意見を踏まえ、対策本部で協議し、その都度市長が決定する。

### 発生段階区分

| 発生段階 |         | 定義                   |
|------|---------|----------------------|
| 前段階  | ① 未発生期  | 新型インフルエンザ等が発生していない状態 |
| 第1段階 | ② 海外発生期 | 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 |

| 発生段階 |          | 定義  |
|------|----------|---|
| 第2段階 | ③ 国内発生期  | 国内(県内及び愛知県北部除く)で新型インフルエンザ等が発生した状態                                 |
|      | ④ 県内発生早期 | 県内及び愛知県北部で新型インフルエンザ等が発生した状態                                       |
| 第3段階 | ⑤ 感染拡大期  | 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態   |
|      | ⑥ まん延期   | 入院措置などによる感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態                                   |
|      | ⑦ 回復期    | ピークを越えたと判断できる状態   |
| 第4段階 | ⑧ 小康期    | 患者発生が減少し、低い水準でとどまっている状態   |
| —    | ⑨ 再燃期    | 第3段階の感染拡大期からの繰り返し<br>※専門家の予測では再燃期の波は2～3回の波で繰り返し、8～16週で沈静化するとされている |

#### 発生段階別の目的と対策

| 発生段階   | 目的   | 対策  |
|--------|--|---|
| ①未発生期  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 発生に備えた行動計画等の策定を行う</li> <li>2. 全庁・関係機関に行動計画を周知し、国内発生に備えた様々な体制整備をすすめる</li> </ol>                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高病原性鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等に関する情報収集(原則として開庁日の朝にインターネット上にて情報収集)を行う</li> <li>2. 新型インフルエンザ等行動計画の策定と庁内・関係機関への周知を行う</li> <li>3. 業務継続計画、施設感染防止マニュアルの作成</li> <li>4. 予防接種計画を作成する</li> <li>5. 必要資機材の備蓄を開始する</li> <li>6. 新型インフルエンザ等に関する情報を共有すべき機関・団体・企業体をリストアップし、情報収集・提供を行う手段を構築する</li> <li>7. 医療機関の診療体制の構築に協力する</li> <li>8. 搬送体制の構築に協力する</li> </ol> |
| ②海外発生期 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ウイルスの国内侵入を可能な限り阻止する</li> <li>2. 市民への食料備蓄等の啓蒙普及に努める</li> </ol>                                  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新型インフルエンザ等発生の情報収集を強化する</li> <li>2. 市民への啓蒙普及(知識普及や食料備蓄等の呼びかけ等)を強化する</li> <li>3. 海外発生地域への渡航注意呼びかけを開始する</li> </ol>   |
| ③国内発生期 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ウイルスの市内侵入を可能な限り阻止する</li> <li>2. 社会的不安解消のための広報活動を実施する</li> <li>3. 市内発生に備えた体制の準備を開始する</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対策本部を設置する</li> <li>2. 庁内・関係機関・団体・企業との情報伝達方法や役割分担の再確認と必要人員・資機材の準備を開始する</li> <li>3. 社会不安解消や差別・偏見防止のための市民への広報活動を開始する</li> <li>4. 健康課で電話相談を行う</li> <li>5. 感染症指定医療機関での診療の開設に協力する</li> </ol>  |

| 発生段階    | 目的   | 対策  |
|---------|--|---|
| ④県内発生早期 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ウイルスの市内進入を可能な限り阻止する</li> <li>2. 感染拡大に向けた対応を開始する</li> </ol>                               | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市長の「新型インフルエンザ等警戒宣言」発令</li> <li>2. 関係機関・団体・企業との情報収集・提供強化</li> <li>3. 保育・教育施設等を臨時休校とする</li> <li>4. 公的な集客施設の閉鎖、公が行う集客行事の中止</li> <li>5. 市民への外出自粛要請を開始する</li> <li>6. 事業者に対し、不要不急の業務縮小に向けた取組や職場内の感染防止策開始を要請する</li> <li>7. ライフライン事業者に対し、感染予防策を強化し、通常業務を維持するよう要請する</li> <li>8. 新型インフルエンザ等コールセンター(医療・生活等全般に対する電話相談窓口)を保険課に開設する</li> <li>9. 患者の早期発見のための広報活動を開始する</li> <li>10. 市内感染予防策を開始する</li> <li>11. 市内の医療機関の発熱外来の開設に協力する</li> <li>12. 感染(疑い)者支援(医療機関移送・消毒・疫学調査等)に協力する</li> <li>13. 感染(疑い)者支援(外出自粛要請・健康観察・抗インフルエンザウイルス薬投与)に協力する</li> <li>14. 必要に応じ、地域の感染拡大防止策(市民への抗インフルエンザ薬予防投与・学校等の休校・行動制限を伴うウイルス封じ込め)に協力する</li> <li>15. 必要に応じてこころの相談センターを開設する</li> </ol> |
| ⑤感染拡大期  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康被害を最小限に抑える</li> <li>2. 医療機関での診療が効果的に行われるよう支援する</li> <li>3. 社会機能への影響を最小限に抑える</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市の施設での発熱外来の設置</li> <li>2. 公共交通機関の運行を縮小する</li> <li>3. ライフラインに帰属しない企業等の事業活動の縮小とその他の必要な自粛協力等の要請を行う</li> <li>4. 刻々と変化する医療機関の診療情報を市民に効果的に提供する</li> <li>5. 社会不安解消・患者の早期発見・感染拡大防止のための広報活動を強化する</li> <li>6. 災害時に支援を必要とする者(介助者がいない高齢者・障がい者等の世帯)に対する健康状態把握・生活必需品の供給・医療機関への移送介助を開始する</li> <li>7. 職員の欠勤に対応できるよう業務継続計画に基づいた職員配置等を開始する</li> <li>8. 死亡者の円滑な火葬実施と、遺体安置所設置準備を開始する</li> <li>9. ゴミ収集事業者と協力し、収集機能維持を図るとともに必要に応じて市民へのゴミの排出規制等の措置を開始する</li> <li>10. 感染(疑い)者の医療機関への迅速な誘導に協力する</li> <li>11. ワクチンが確保でき次第、接種計画に基づいた接種を実施する</li> <li>12. 患者の急増時に備え、学校等を利用した仮設外来・入院施設の設置準備を開始する</li> </ol>  |

| 発生段階         | 目的                       | 対策   |
|--------------|--------------------------|--|
| ⑥まん延期        | 同上                       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市長の「新型インフルエンザ等非常事態宣言」発令</li> <li>2. 既存の医療機関での診療混乱防止のための協力を行う</li> <li>3. 死亡者の円滑な火葬実施と、遺体安置所を設置する</li> <li>4. 自宅死亡者への対応を行う</li> <li>5. 社会機能破たんに乗じた犯罪を抑制するため、加茂警察署・可茂消防事務組合と協力し治安維持に努める</li> <li>6. 病床を含めた既存の医療資源の最大限の活用を行うための各種対策に協力する</li> <li>7. 学校等を利用した仮設外来・入院施設の設置に協力する</li> <li>8. 発症者のうち軽症者は自宅療養、重症者のみ入院とする診療体制へ移行するための準備・広報を開始する</li> <li>9. 軽症者の自宅療養を支援するための見回り・往診・訪問看護等の開始を要請・協力する</li> </ol> |
| ⑦回復期<br>⑧小康期 | 1. 社会機能の回復を図り、流行の第二波に備える | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公衆衛生対策を段階的に縮小させる</li> <li>2. 実施した対策についての評価を行い、次の流行の波に備えた対策を検討・実施する</li> <li>3. 不足資機材・医薬品の調達及び再配備を行う</li> </ol>   |
| ⑨再燃期         | 感染拡大期と同じ                 | 感染拡大期から繰り返し  |

## 6 行動計画の柱

### (1) 新型インフルエンザ等対策の概要

当市における新型インフルエンザ等対策は、以下の7項目に分類し、各発生段階における対策の概要を次に示す。

- ① 計画と危機管理組織
- ② 情報収集…サーベイランス
- ③ 情報提供…リスクコミュニケーション
- ④ 予防・まん延防止
- ⑤ 予防接種
- ⑥ 医療
- ⑦ 社会機能の維持

#### ① 計画と危機管理組織

新型インフルエンザ等対策の目的は、大流行による健康被害を最小限に食い止め、市民生活を維持するとい



う危機管理である。この危機管理を迅速かつ的確に行うために次の対策を行う。

1. 行動計画を策定し、広く関係者に周知徹底し、新型インフルエンザ等の発生時は関係機関が速やかに行動に移せる体制整備を行う。
2. 新型インフルエンザ等には関係機関の歩みを揃えた対応が必要であるため、県・保健所・医師会・医療機関・近隣市町村・関係行政機関・各ライフライン事業者等と十分な協力・連携を行う。
3. 行動計画を実効性のあるものにするためには、新型インフルエンザ等の発生段階別又は県内発生早期から小康期までの期間を対象とした、市と関係機関との情報連絡、連携に関する図上訓練等を実施し、対応能力の向上を図る。訓練に関する計画は今後策定し、計画的に実施する。
4. 新型インフルエンザ等は、市民の命や健康に甚大な被害を及ぼす他、社会・経済活動の停滞も予測され、市全体の危機管理問題としての取り組みが必要である。このため危機管理部門（総務部）と公衆衛生部門（健康福祉部）が中心となり、全庁的な取り組みを行う。

なお国内発生が確認された時点で市長を本部長とする「美濃加茂市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、本計画に基づいた対策を進めるとともに、不測の事態が生じた場合は対策本部を中心に対応するものとする。

## ② 情報収集

速やかに対策実施に移すには、新型インフルエンザ等の出現を迅速に察知することが重要であるため、次の対策を行うものとする。

1. 県・保健所との連携を強化し、高病原性鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等に関する国内外の情報を速やかに入手するよう努める。
2. 流行期には国及び県の行動計画に基づき、感染の見られた集団の早期把握や疾病罹患状況を早期に把握するための各種サーベイランスに協力する。

### 新型インフルエンザ等に関する主な情報源

- ・世界保健機構～WHO～
- ・厚生労働省
- ・海外安全情報～外務省～
- ・国際獣疫事務局～OIE～
- ・国連食糧農業機関～FAO～
- ・国立感染症研究所～WHOインフルエンザコラボレーティング～
- ・独立行政法人動物衛生研究所
- ・国立大学法人北海道大学～OIEリファレンスラボラトリー～
- ・岐阜県庁

## ③ 情報提供

新型インフルエンザ等に関する情報提供は感染予防と拡大防止の観点から、各発生段階別に随時、効果的に市民に発信し、社会混乱を起こさないことを目的に次の対策を行う。

1. 新型インフルエンザ等に関する基礎知識、一般的予防方法、発生状況等について、発生段階に応じた効果的な方法で、広報紙・ホームページ等の媒体を駆使し広報を行う。その際には外国人・障がい者・高

齢者等、情報伝達に配慮が必要な人に対する方法についても検討する。

2. 国内発生が確認された時点で、市民からの健康相談に備え、電話相談窓口を設置し、健康課保健師等が対応する。なお、感染拡大期以降は、健康課保健師が相談以外の業務に従事することを考え、保険課へその機能を移管し、長寿支援センター保健師応援や看護師の資格をもつ職員を活用した応援体制を整備する。
3. 流行が拡大した場合は、健康相談のみならず、外出制限による日常生活必需品の調達方法・患者移送方法等の種々の相談に応じる。
4. 各種媒体を利用し、診療可能な医療機関名や受診手順を市民に周知する。

#### ④ 予防・まん延防止

感染拡大防止には、発生時の早期封じ込めが重要であるため、次の対策を行う。

1. 水際対策として、鳥インフルエンザ発生国・地域への渡航者に対する注意喚起を行う。
2. 平常時から「うがい」「手洗い」「マスク着用」等の基本的な感染予防策の実施や『感染者に接触しない』という個人単位での感染防止策の徹底を図る。
3. 市内の保育園・幼稚園・小中高等学校、各種専修学校、介護保険施設等において「うがい」「手洗い」「マスクの着用」等の予防策の周知など、標準的予防、飛沫感染防止を図る。
4. 発生段階の進展に従い、感染の見られた者に対する社会生活の自粛要請(患者隔離含む)、感染症指定医療機関等での受診へ協力する。
5. 感染拡大防止のため、場合によっては市民の社会活動の自粛要請(不要不急の外出自粛、不特定多数の集まる活動の自粛要請等)を行う。
6. 流行拡大が予測される場合には不特定多数の出入りがある公共施設の閉鎖、各種保育・教育施設の臨時休校、介護保険施設の外来者の立入制限、公共交通機関の運行縮小、集客施設等の事業活動の自粛要請等を必要に応じて行う。

#### ⑤ 予防接種

個人の発症や重症化を防ぎ、受診患者数や重症患者数を抑えることを目的とし、次の対策を行う。

##### 1. 特定接種(特措法第28条)の実施

医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うもので、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

接種対象者となり得る者は、以下のとおりで、接種順位は政府対策本部で決定する。

- ①医療関係者(厚生労働大臣の登録を受けているもので基準に該当する者)
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種のうち、③については、市が実施する。

2. 住民接種(特措法第46条または予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第3項)の実施  
緊急事態宣言が行われている場合には、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項で定める予防接種を行う。一方、緊急事態宣言が行われていない場合は、同法第6条第3項で定める予防接種を行う。

接種対象者は、以下の4群に分類し、接種順位については、政府対策本部で決定する。

- ①医学的ハイリスク者(基礎疾患を有する者及び妊婦)
- ②小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)
- ③成人・若年者
- ④高齢者(65歳以上の者)

住民接種については、原則として集団的接種により実施するものとし、接種が円滑に行えるよう接種体制を整備する。

## ⑥ 医療

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源(医療従事者、病床数等)には制約があることから、各医療機関の役割分担を決め、相互に情報共有を図り、次の対策を行う。

### 外来医療

1. 保健所、医師会、医療機関と連携して、外来診療が可能な医療機関について把握する。
2. 医師会及び医療機関に対し、次の感染予防策の実施を依頼する。
  - ・ 医療スタッフの感染予防対策の徹底
  - ・ 新型インフルエンザ等患者と感染の疑いのある患者が、一般の外来受診者が待合室等で同席しないよう、施設の感染予防対策の実施
3. 医師・看護師等の不足が発生した場合は、保健所、医師会、医療機関に対し、応援を要請する。
4. 大規模流行に備えた対策として、保健所・医師会・医療機関と協力して新型インフルエンザ等の疑いのある患者をトリアージするための発熱外来を市の管理施設へ設置することについて検討するとともに、設置について協力する。

### 入院医療

1. 発生初期は、感染症指定医療機関にて入院対応が行われるが、感染拡大した場合には他の医療機関においての入院も検討が必要となるため、保健所、医師会、医療機関と連携して入院診療が可能な医療機関について把握する。
2. 大規模流行に備えた対策として、医療施設の病床が不足する場合には、保健所・医師会と協力して利用可能な公的施設等を臨時医療施設として提供することを検討すると共に、設置に協力する。

### 患者搬送

1. 保健所・可茂消防事務組合と協議し、各発生段階における患者搬送方法について確認するとともに、各発

生段階で変化する医療機関情報の効率的な情報伝達方法等について確認する。

2. 大流行に備えた対策として、可茂消防事務組合と連携し、増加する搬送希望に効率よく対応できる搬送方法(救急車以外の緊急車両の利用や民間搬送業者による移送方法を検討し、リストを作成する等)に関し検討する。

### 医療資源確保

1. 抗インフルエンザウイルス薬(商品名:リレンザ・タミフル等)の県備蓄について、必要時の流通方法等について確認する。
2. 市職員が使用する感染防護衣(具)、医薬品及び消毒剤については計画的に備蓄する。
3. 保健所、医師会、可茂消防事務組合、医療機関においても大流行に備えた感染防護衣・検査キット・医薬品及び消毒剤の備蓄について依頼する。

### こころのケア

1. 被害状況を勘案し、患者及び家族等のこころのケアについて保健所・医師会の協力のもと対応する。

#### 【岐阜県内の感染症指定医療機関】 平成26年4月1日現在

| 分類           | 地区   | 医療機関名    | 病床数 |
|--------------|------|----------|-----|
| 第1種感染症指定医療機関 | 岐阜地区 | 岐阜赤十字病院  | 2床  |
| 第2種感染症指定医療機関 | 岐阜地区 | 岐阜赤十字病院  | 6床  |
|              | 西濃地区 | 大垣市民病院   | 6床  |
|              | 中濃地区 | 中濃厚生病院   | 6床  |
|              | 東濃地区 | 県立多治見病院  | 6床  |
|              | 飛騨地区 | 久美愛病院    | 4床  |
| 結核病床         | 岐阜地区 | 長良医療センター | 30床 |
|              | 西濃地区 | 大垣市民病院   | 40床 |
|              | 東濃地区 | 県立多治見病院  | 13床 |
|              |      | 市立恵那病院   | 10床 |
|              | 飛騨地区 | 久美愛病院    | 8床  |

### ⑦ 社会機能の維持

新型インフルエンザ等が流行した場合、ライフライン事業者・社会機能維持者自身の感染や家族看護等により就業できなくなることも考えられ、社会機能の低下が懸念される。その状況下で市民の社会生活・安全等を可能な限り維持するため、次の対策を行う。

#### 社会機能維持

1. 社会維持活動の対策として、公共交通機関・電気・ガス・水道などライフライン事業者と協力し、流行発生時に必要な対応を把握し、流行時はその機能確保に協力する。
2. 食料品・生活必需品を扱う事業者・団体に対し、社会機能低下時にも、必要物品が確保できるような体制づくりを要請する。

3. 在宅療養者(児童・高齢者・障がい者等を含む)等の生活支援(食料や生活必需品の配達を含む)・搬送等の支援については、地域住民団体等の協力を得ながら対応する。
4. 通常のごみ収集回数等の維持が困難になった場合は市民や事業者に対し、ごみの排出規制についての協力を要請する。
5. 社会機能の低下による市民生活の安全・安心を獲得するための防犯・防災機能の確保について加茂警察署及び可茂消防事務組合と協力し実施する。
6. 大流行にて死者が多数発生した場合の遺体の火葬処理については、可茂聖苑の協力のもと、焼却施設を可能な限り稼働し、火葬する。また、火葬場の火葬能力を超えた場合は、遺体の一時安置場所について調整を行う。

#### **庁内機能維持**

1. 流行時は、職員自身の罹患・家族の看護・保育施設等の休業に伴い、欠勤率5割と想定される、限られた職員で効率的に業務遂行できるよう、新型インフルエンザ等対策に直接関連しない課・係は一時的に業務を閉鎖し、応援が必要な課・係へ職員を再配置する。
2. 庁内での感染拡大防止のため、職員の感染防止の徹底及び健康状態を把握する。

#### **(2)国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策の概要**

国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合、岐阜県では、県行動計画の別添のとおり対策を準備している。本市では、県と連携して積極的に情報収集するとともに、県からの要請に応じ、協力するものとする。